

様式第十八の四（第11条の3第3項関係）

認定事業適応計画の概要の公表

1. 認定の日付 令和6年9月30日
2. 認定事業適応事業者の名称 セーレン株式会社
3. 認定事業適応計画の内容

（1）事業適応に係る事業の目標

世界を取り巻く社会問題や環境問題が複雑化の一途を辿っている中、SDGsで掲げられた17の目標達成に向けて、企業の果たす役割は年々高まっている。同社においても、本業を通じたSDGsに対する取り組みの重要性を認識しており、製品の製造時に排出されるCO₂排出量を減少させていくことで、地球温暖化防止に取り組む。

（2）その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標

2024年10月より事業適応を開始し、2026年度（目標年度）までに同社新田事業所の炭素生産性を23.2%向上することを目標とする。

（3）財務内容の健全性の向上を示す目標

2026年度（計画終了年度）に経常利益を計上することを目標とする。

（4）事業適応の類型

エネルギー利用環境負荷低減事業適応

（5）計画の対象となる事業（日本標準産業分類における中分類名称及びその分類コード）

114 染色整理業

（6）事業適応の具体的な内容

同社新田事業所において製造工程に熱エネルギーを供給しているボイラのうち、C重油ボイラ1台を、木質バイオマスボイラ1台及び大型貫流ボイラ3台に置き換えることにより、エネルギーコスト低減、CO₂排出量低減を実現する。

（7）事業適応の開始時期及び終了時期

開始時期：令和6年（2024年）10月

終了時期：令和9年（2027年）3月